

[ 令和3年 6月 定例会 ]

## ■富士山麓等への違法な土砂埋立て問題について

◆18番（小池智明 議員） 私は、通告してあります富士山麓等への違法な土砂埋立て問題について質問いたします。

富士山麓等への違法な土砂埋立て問題は、平成22年に富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が制定、施行されて以降、計23件の条例違反件数が確認されています。現在までに、21件の中止命令に対し18件が事業を中止し、中止した18件に対し原状回復命令を命じ、うち8件については事業者名等の事実公表を実施したものの、原状回復された現場は1件もありません。そうした中、平成30年からの2年半で約3万3000平米の土地に残土28万立米を違法に埋め立てた事業者を、富士市が令和元年12月に告発し、昨年11月に条例違反で事業者が逮捕される等、一定の成果は得られています。

しかし一方で、この違反事業者は市の中止命令、原状回復等命令を無視し、告発後も搬入工事を続け、逮捕前には違法盛土した土地を他人に売却し、さらに大きな利益を得たとされます。売却された違法な土地には、本年になりキャンプ場が開設され、首都圏等から多くのキャンパーが訪れ、富士市にとっては皮肉な結果が続いています。また現在でも、違法な埋立て現場に大型ダンプカーで土砂搬入が行われているとの通報を聞くことがあり、根本的な解決には程遠い状況にあります。この違法な土砂埋立て問題については、会派ふじ21の2名の同僚議員が数回にわたり一般質問、施政方針に関する質問で取り上げてきましたが、これを引き継ぐ形で以下質問いたします。

（1）違法土砂埋立地の原状回復に向けた対策について。

①昨年逮捕された事業者を含め、原状回復命令を無視している事業者に対し、今後どのような対策を取っていくのか。

②違法埋立地の中には、明確な借地契約も交わさずに先代の時代に勝手に埋立てが行われ、それが相続後明らかになり困っている市民がいる。こうした市民に対する相談、協力はどう行っていくのか。

③違法盛土の上で営業しているキャンプ場について、今後どのような姿勢で指導に当たっていくのか。

（2）今後の違法土砂埋立て予防対策について。

①土砂埋立て対策全般の課題に対応する上で、現在の埋立て事業等庁内対策会議体制を検証すると、現場パトロール、指導等の面で課題はなかったか。

②条例改正を検討しているとのことだが、どのような改正を考えているのか。

③違法盛土上の土地利用を防ぐための対策はどう考えているのか。

④静岡県警の提案を踏まえ、本年2月に立ち上げた富士山麓周辺市町土砂埋立て問題対策担当者会議で情報共有や連携強化を図り、法整備に向けた動きに

つなげていきたいとのことだが、富士市として具体的にどう活動していくつもりか。

⑤第六次富士市総合計画のスタートに合わせ、令和４年度に全庁的に大規模な組織改正を考えているとのことだが、違法土砂埋立て対策について専門部署を設置する必要があると考えるがいかがか。

以上、１回目の質問といたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 小池智明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、富士山麓等への違法な土砂埋立て問題についてのうち、違法土砂埋立地の原状回復に向けた対策についてのうちの、昨年逮捕された事業者を含め、原状回復命令を無視している事業者に対し、今後どのような対策を取っていくのかについてであります。違法な土砂の埋立てにつきましては、平成 30 年 12 月の土砂等の埋立て等に関する非常事態宣言以来、埋立て事業等庁内対策会議ワーキング部会を中心に、パトロールにおける是正指導や条例改正による罰則規定の強化等、様々な対策を行ってまいりました。この結果、昨年には悪質な事業者を県内初となる条例違反での逮捕につなげることができましたが、御指摘のとおり、原状回復がなされた現場はありません。現在、逮捕された事業者に対しましては、原状回復命令を履行するよう強く指導し、是正計画の提出に向けて協議を進めているところであります。また、他の違反事業者に対しましても、原状回復命令を履行するよう指導を継続し、履行しない場合には、警察と協議の上、刑事告発を検討してまいります。

次に、明確な借地契約を交わさずに勝手に埋立てが行われ、困っている市民に対する相談、協力はどのように行うかについてであります。土地所有者は土地を安全かつ適正に保つことに関して責任を有しておりますが、議員御指摘のように、相続した土地が過去に違法な埋立てが行われた土地で、どう対応してよいか分からずに困惑している方もいることは承知しております。このような方が泣き寝入りをするのがないよう、土地所有者の法律上の責務について説明するとともに、土地所有者としてどのように行動すべきかについて、法律相談も含め、市民に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

次に、違法盛土の上で営業しているキャンプ場について、今後どのような姿勢で指導に当たるのかについてであります。御指摘のキャンプ場につきましては、昨年 8 月以来、土地所有者と何度も協議を行い、違法盛土が行われた土地であることや原状回復が最優先事項であること、また、土地利用指導要綱に違反していることを再三にわたり指導してまいりましたが、従うことなく本年 1 月にキャンプ場のオープンという事態に至ったものであります。キャンプ場オープン後も指導及び現地調査を継続してまいりましたが、先日の現地調査において、建築物が都市計画法違反であることが判明いたしましたので、現在

正に向け指導中であり、今後も毅然とした姿勢で対処してまいります。

次に、今後の違法土砂埋立て予防対策についてのうち、庁内対策会議における現場パトロール、指導等の面では課題はなかったかについてであります。庁内対策会議の発足当初は、ワーキング部会によるパトロールを定期的を実施しておりましたが、日数や時間が限られていたため、市民等からの情報提供に対する即時対応が難しいといった課題がありました。しかしながら、昨年度に元警察官を会計年度任用職員として採用したことにより、定期パトロール以外にも担当課単独でのパトロールの実施が容易になるなど即応体制が確保でき、迅速な指導が可能となったことに加え、多くの情報収集が可能となり、違反事業者の摘発につながったものと考えております。

次に、条例改正を検討しているとのことだが、どのような改正かについてであります。現行の条例では、埋立てを行った事業者のみが罰則規定の対象であります。違法埋立て行為に関わる他の関係者に罰則適用範囲を広げるほか、土地所有者の同意の明文化や欠格事項について改正を検討しております。

次に、違法盛土上の土地利用を防ぐための対策はどのように考えるかについてであります。違法盛土が行われた土地につきましては、原状回復命令が優先され、いかなる土地利用も認められるものではないと考えております。現状では先ほど述べたキャンプ場や太陽光発電用地等の不適正な土地利用が行われている状況であります。この対策としては、早期発見、早期指導が最も有効な手段であると考えており、昨年度に作成した埋立地カルテを基にしたパトロールや市民等からの情報提供により、不適正な土地利用の兆候の早期発見に努め、異常があれば事業者、土地所有者等への指導を行ってまいります。

次に、法整備に向け富士市として具体的にどのように活動していくのかについてであります。不適正な土砂の埋立て問題は、発生から埋立てまでの一連の行為が県境を越えた広範囲で行われており、根絶のためには、法による全国一律の基準が必要と考えられるため、法整備に向けて、引き続き東海市長会に議案を提出するとともに、議会の皆様にも継続的に議長会への議案提出をお願いできると考えております。これに加えて、富士山麓周辺市町土砂埋立て問題対策担当者会議の構成市町にも議案提出を呼びかけてまいります。また、富士山麓周辺市町が一体となって違法な土砂埋立てに取り組めるよう、違反事業者情報や本市の行政処分、告発等の手続の進め方及び条例改正内容等の共有化を図ってまいります。

次に、違法土砂埋立て対策について専門部署を設置する必要があると考えるがいかがかについてであります。来年度に向けた組織改編につきましては、現在策定中の第六次総合計画との整合を図りながら、市民ニーズや喫緊の行政課題に的確に対応可能な組織となるよう、大規模な改編を予定しております。現在、全庁的なヒアリングや業務の見直しを行っているところであります。また、違法土砂埋立て対策に関しましては、市民の皆様への安全・安心な暮らしを守るために集中的に取り組むべき課題であり、課題の解決には、警察や関係自治体等との連携が不可欠であると考えております。こうしたことから、違法土

砂埋立てに対する本市の姿勢を示すとともに、他機関との連携機能強化を図るための専門組織の設置について、組織の機能や規模、名称等を含めて、来年度の組織改編に反映できるよう検討を行ってまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） それでは、2回目の質問をしていきます。大きく2つ聞いていますけれども、時間の都合上、後半の今後の予防対策のところからいきたいと思います。

その前に、議長の許可を得て配った資料を御覧いただけますか。写真がたくさん出ていますけれども、これは基本的に私が現場で撮った写真です。ただ1枚、右上の大きな写真は、林政課でドローンを飛ばして撮っていただいたものを載せました。上のほうは桑崎なんですけれども、ピラミッドのように高く積んであります。真ん中が質問の中でも聞いている大淵のキャンプ場で、すごくにぎわっています。全部で100張りぐらい張れるそうです。しかし、2段になっている右下にあるように、雨でなかなか上手に撮れていないんですけれども、下から見ると、10数メートルあるのり面が連なっていて、周りの植林地帯へも土砂が入り込んでいて、非常に危険な状況だと言えます。それ以外にも、大淵地区を中心に何か所も今も続いている違法土砂の埋立て、あるいは放置された現場というのが広がっているわけです。

上のほうに、今回質問の土砂埋立て問題に対する懸念とありますけれども、これは怒りです。富士市民全員が怒るわけです。なぜかと言ったら、市民の一番のよりどころである富士山を勝手に、それもほとんど市外の間人が許可も得ずに土砂を入れていると。土砂だけじゃなくて、中をほじってみると、違法な産廃も恐らく入っていると思います。こういうことによって、実際に、大淵地区の皆さんは土砂流出災害の危険を非常に心配しています。今年度から富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例が施行されましたけれども、そこでも一番気にしているのが植生破壊による雨水流出の増大です。また、今私が言いましたように、何が埋め立てられているか分からないことによる地下水の汚染、こういう違法な土砂埋立てによって、今回捕まった違法事業者は1億円、あるいは2億円という利益を得ていると。富士市が食べ物にされているわけです。ばかにされていると。これは市民の誰もが怒りを感じますし、まず、市長が富士市として、ふざけるな、こういう態度で当たらなきゃいけないし、やっていかなきゃいけないと思っています。

そういう中で、(2)の①、これまでの体制で課題はなかったか。発足当初は体制が取れなかったけれども、去年から元警察官を会計年度任用職員として採用して、それが功を奏して、違反事業者の摘発につながったという答弁でしたけれども、小山議員がこの質問を取り上げてもう2年半以上になります。3回一般質問しています。しかし、結局は途中で止められなかったわけです。全部埋

め切ってしまった。売り抜いてしまった。私はこの答弁は非常におかしいと思うんだけど、課題は何ですかと聞いているのに、摘発につながってよかったということで締めていますけれども、これは富士市として、力不足だった、怠慢だったんじゃないかなと思っています。これは感想です。

②の条例改正についてですけれども、違法埋立てに関わる他の関係者にまで罰則を広げることを考えているということですが、これに関連して、資料の裏を見ていただけますか。違法埋立ての構図というのは、全部が全部そうじゃないですけれども、上に書いてあるような絵でまとめられるんじゃないかなと思っています。ほとんどが神奈川県、あるいは山梨県、東京都、こちらから来ているだろうと。向こうのほうの訳の分からない土砂が発生現場、あるいは途中のストックヤードを経てこちらへ来ていると。条例改正の中では埋立て関係者まで罰則を与えるということですが、考えてみると、埋立て業者というのはあくまでも末端の事業者です。例えがあまりよくないですが、麻薬の摘発は末端の売人を幾ら挙げても、そういう人間は幾らでもいますから、いつまでたっても解決にならないわけです。元を締めなきゃだめだと。つまり、埋立ての下流に当たる富士市で捕まえても、後から後から湧いてくると。元を締めて、そこを止めないと決して止まりはしないと。

そのために、絵の下に、神奈川県ですとか大阪府茨木市のほうでは、埋立て事業者に対して、その土をどこから持ってきているんだということを、土砂が発生した発生元証明書というのを発生者に署名入りで書かせて提出させています。こういったことを元を締めるという意味で義務づけする必要があるかと思っています。こういったことを条例に加える考えはありませんか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） ただいまの御質問でございますが、現在、本市につきましては、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の施行規則に基づきまして、許可申請時に土砂の発生元の場所ですとか、発生元の事業名ですとか、あるいは土砂の量を明記するように義務づけております。担当としては、それを該当する市町に確認したり、あるいは場合によっては発生元の事業者を確認しております。仮に発生元の場所が変更されたような場合につきましては、変更計画書を出させておきまして、当初と同じような手続を行うようにしておりますので、そうした対応で発生元の情報の信頼性は確保されていると今考えておりますので、現時点では、発生元証明書の提出を条例に義務づけるところまでは考えておりませんが、議員御提案のように、幾つかの自治体が発生元の証明書の提出を義務づけているということですので、そうした自治体の手法等を調査、研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 部長からは、今も、発生元証明書は出させていないけれども、埋立て事業者が発生元はどこかというのをちゃんと書かせているということで、それで機能するんじゃないかということでした。これについては、本来、山の木を切って土砂を埋めるといってそのものを抑制するという意味でも、私はこういうような厳しい条件を付すべきじゃないかなと思いますので、これについては検討いただきたいと思います。

今の話と切り口が違うんですけども、小さな資料で見にくくて申し訳ないんですが、左側に神奈川県条例のことが書いてあります。神奈川県は、埋立て事業者じゃなくて本の建設工事の事業者、例えば、ここにマンションを造るよ、あるいはゴルフ場を造るよということになったら、その工事を元請けで請け負った人が、会社がここで発生した土はどこへと持って行って、どういうふうで処理するんだという土砂の処理計画書を大本に出させています。例えば、それが静岡県富士市だということが書いていなくて、富士市へ違法に持ってきたと。それを持ってきた現場、発生元を押さえて、その建設業者を挙げたら、神奈川県庁のほうでは、おまえら違うじゃないか、うそをついているなということ、公共工事ですとか、あるいは業界の中でも非常に厳しい立場になるというような条例があるわけです。そうすると、どこからこの違法の土は来ているのか、とにかく発生元を押さえるということが一番重要なことになってくると思うんです。

本市では、土地対策課のメンバーの3人か4人が専従でやっていますけれども、私は彼らも一生懸命やっているとは思いますが、彼らが車で追いかけて行って、発生元、あるいはストックヤードを押さえられると思わないんです。何度かトライしたと言うんだけど、まかれて終わっちゃったよと。部長、今の体制でそういう発生元を押さえるということは可能でしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） ただいま議員からお話がありましたけれども、土地対策課でもトライしております、御承知のように、職員が発生元、どこから土砂が運搬されているものか追跡をしましたけれども、結果的に途中で見失ってしまったということで、どの方面というのは把握しているようなんですけれども、特定するまでに至らなかったということです。市の職員が尾行とは言いませんけれども、そういったものに近いような形で進めていくというのは、相手のほうも組織的にそれを行っているかもしれませぬし、こちら市職員数名だけでそれを行うというのは非常に難しいのかなというのは、正直感じているところであります。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 私も難しいと思います。追跡していく途中で、この車だということを写真を撮ったり、どの現場から出てきたということで写真を撮ったり、その現場のゼネコンはどこだ、あるいは発注者は誰だ、そこまで確認するというのは、市の職員ではやっぱりなかなか難しいです。それを今確認できました。

次の③の違法盛土上の土地利用を防ぐためには、早期発見、早期指導が最も有効だということでしたけれども、土地利用の指導要綱があるんだけれども、それはあまり機能しないという答弁だったと思いますけれども、法的措置というのは、今の段階では何もないという理解でよろしいですか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） 議員おっしゃったように、当然、今、行政指導ですけれども、基本的には本市の土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づきまして、順を追って、逐次指導しているような状況でございます。ただ、これは御承知のとおり、指導要綱でありますので、罰則はございません。そのほかは、今度、新しく昨年1月1日から施行されました土地の埋立て等の規制に関する条例でございますが、これは県内で最も厳しい罰則を盛り込んだ条例でございます。こうした関係法令を駆使しながら行っているわけですが、例えば、現場で、調整区域の中で、今回のような違法な土砂の埋立ての後に不適正な土地利用が行われているというような場合は、やはり調整区域の中の違反建築ということになって、都市計画法ですとか、建築基準法ですとか、そういった個別法で対応するしかないというのが、実際のところでございます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 次の質問にも関係しますけれども、県を越えて全国的にしっかり規制できる法律がないというのは、違法盛土上の土地利用は基本的にだめだということを、しっかり定めた法律がないわけです。盛土をすることももちろん駄目ということも一律には規定していません。さらに、その上の土地利用をしては駄目だという法律もありません。そういう意味では、法整備は本当に必要だと思うんです。法整備については、今回設置した富士山麓の連絡会議の市町と一緒にやっていくということですが、聞いたところによると、違法盛土は件数的に9市町の中でも7割ぐらいが富士市にあるということでした。ぜひ市長にはそういった意味でリーダーシップを取ってもらって、先頭に立って全国市長会に挙げていただいて、国のほうへも圧力をかけていただきたいなと思います。さらに、議長会のほうは昨年一条議長に頑張ってもらって、こちらは県の議長会、さらには東海の議長会、全国の議長会まで挙がっております。引き続き、富士市だけじゃなくてほかの市町と協力した中で、議会としてもやっていく必要があるんだなというのを改めて感じてお

ります。

最後の専門部署の話なんですけれども、市長の答弁では、専門組織の設置については組織の機能や規模、名称等を含め、来年度の組織改編に反映できるよう検討していく、単語一つ一つは分かりますけれども、結局どういうことかがよく分からないんだけれども、総務部長、設置する方向で検討していくという理解でよろしいですか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（高野浩一 君） 設置する方向で検討していきます。

以上でございます。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） では、ぜひしっかり検討していただきたいと思えます。

ここで市長に伺います。私は、設置するのであれば、市の職員だけじゃなくて県警から警察官をぜひ組織の中に入れていただきたいと思えます。さっき言いましたように、現場を押さえる——現場というのは富士市内の埋立現場ももちろんですけれども、発生元を押さえる、尾行したり、いろいろあるんでしょうけれども、そういうことは組織力、捜査能力、場合によっては実力行使できる、そういう国家権力に守られた警察じゃないとできないと思えます。事実、今の職員は頑張っていますけれども、やっぱり素人です。そういった意味では、ぜひ警察の人間に富士市に常駐してもらって、何かあれば市内の現場も行く、9市町、富士山麓にすぐに行く、情報があればストックヤード、あるいは神奈川県警ですとかそういったところとも連携しながら、追跡して、現場、首根っこを押さえる、そういう体制を取るには、警察官を富士市の組織の中に入れることが必要だと思いますけれども、そういう意味の検討はしていただけないでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） 今回、違法な業者を告発したわけでございますけれども、その間は警察との調整というのに非常に時間がかかりました。決して、職員が怠慢であったわけじゃありませんので、そのことだけは反論させていただきたいなと思っています。

それだけに、やはり警察との連携、協力の重要性は、私たちも十分認識したところであります。今回も元警察官を会計年度任用職員として雇用させていただいて、我々がなかなかできなかった部分について十分活躍していただきましたので、その成果は十分上がっております。今回、議員御提案の現役の警察官を市の職員として受け入れるというお話なんですけれども、そのことも事



前に内部で調べてございまして、現役の警察官を派遣等により配置した場合においては、身分上は市の職員となることから、違法事業者に対する取締り等の権限については、市職員としての権限の範囲においてということになるということがあるようでございます。したがって、警察の現役の職員、警察官として、警察の立場で果たしてどれだけの業務ができるのかということは、今後、もう少し調べてみないといけないかなと思っております。

いずれにしても、令和4年度の組織改編の中では、違法盛土の課題、問題につきましては、しっかりと対策が講じられる組織を構築してまいります。また、その人材につきましても改めて検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 私も、土地対策課、あるいは今回の庁内会議のメンバーが駄目だったとかそういうことは決して言っていません。精いっぱいやったんだけど、これまでが上限だったんだと。結果、もっと踏み込んだ調査なり、捜査、押さえるというのは、それから先は市役所では無理だと。ですから、今言った警察官の話をしたわけです。ただ、今、市長がおっしゃるように、いろんな立場上のこととか何かがあるんだったら、そういうことを整理した中で、富士市として警察の力を一番使えるような、一緒になってやっていけるような専門組織を考えていただきたいと思います。

(1)に戻ります。これは原状回復の話です。無視している事業者に対してどうしていくのかということですが、逮捕された事業者に対しても、ほかの事業者に対しても原状回復を強く指導していくよと、まだ告発していない業者には刑事告発を検討していくということでした。ただ、こういう人間たちは簡単に原状回復命令に従うやからではありません。だから、指導しても非常に難しいんだろうなというのが私の率直な感想です。ただ、そういう中で手をこまねいているというのは、付け入られる、なめられる元です。1億円、2億円もかけたというふうなうわさがあります。そういうやつに対して、税務署が追徴課税に入るとか、その辺は今回逮捕された事業者はどうなっているか、市のほうでは確認していますか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） 今回の案件につきましては、直接、税務署に確認をしているわけではございませんが、県警本部のほうに追徴課税等について問合せをしているところですが、まだその回答は返ってきていない状態です。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 税務署への情報提供だとか、追徴課税をしてくれよなんて話は、個人ではできないです。国と市で違いますけれども、同じ行政機関だからこそ、富士市はこんなにやられちゃったんだよ、悪いやつは何とか懲らしめてやらなきゃだめだから、税務署のあんたたちもそういうつもりでやってくれよ、そういう話ができるのは役所しかないわけです。ぜひそういうつもりで、富士市で違法な埋立てをやらなきゃよかったな、そう思わせるような追徴課税の話を、ぜひしつこく要求して欲しいと思いますけれども、どうですか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） 今お話のありました追徴課税等の問題でございますけれども、1点、補足させていただきますと、国税庁のウェブサイトを見ますと、課税・徴収漏れに関する情報の提供というのがありまして、一般の市民の方からも課税漏れや徴収漏れに関する情報を受け付けていますということです。当然、セキュリティには万全を期した上で、国税局や税務署のほうでも面接や電話、郵送にて情報を受け付けていますということで、ウェブサイトでそのような形で出ておりますので、必ずしも一般の方ができないわけではないと考えております。確かに議員おっしゃるように、私どものほうとしても、当然、富士市の市民の心のよりどころでもありますし、また、世界遺産ということで世界の宝でもあります富士山の山麓に、こうした違法な埋立て、あるいは、その次に違法な土地利用が行われているということに対しては、非常に怒りを覚えているところですので、そういった気持ちというのは同じなんです。ただ、一般的な話としては、例えば、税務署のほうに追徴課税とかを聞いたとしても、それを教えてくれるかどうかというのはまた別のお話ですので、そういったことがありますので、市としてはしっかりと情報共有はしていくつもりですけれども、そういった側面があるということは御理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 税務署については、とにかく富士市は困っていると。市民だって、この後言いますけれども、知らない合間に埋め立てられちゃって、土地所有者だからということで非常に苦しんでいる人もいます。困っている市民がいるわけですから、あらゆる手を使って、富士市は絶対に許さないよ、おまえら、今に見ていろよというふうな姿勢をやっぱり示さなきゃいけないと思うんです。そういった意味では、こういう埋立てをしてもうけているやつがいるんだよ、富士市も困っていると、ぜひ税務署にも情報を共有していただきたいと思います。

それと、今言った②の困っている市民の話ですけれども、法律相談も含め寄

り添った対応をしていくよということですが、もちろんそういう姿勢でお願いしたいと思うんですが、私は悪いやつを富士市がいろんな証拠だとか何かを固めて刑事告発していく、それが一番市民にとって力強い寄り添いだと思います。ぜひそういうつもりで告発に向け活動を継続していただきたいと思います。

③のキャンプ場の話ですけれども、今、都市計画法とか建築基準法違反だよということだったんですけれども、写真を見ていただくと、真ん中の右側にトイレだとか、炊事の場所があります。これらが違反だったということでもよろしいですか。時間がないので、いいです。そうだと思うんです。やっぱり彼らの話を聞くと、弁護士を立てたりして、いろいろ抜け穴を探してくると。けれども、こっちもいろんな法令を全部駆使して絶対負けないうつもりで摘発して、さらに、またやったら今度は許さないぞ、おまえら見ていろよというつもりでどんどん追い詰めてほしいと思います。

以上で質問を終わります。